

日本弁護士連合会とベトナム弁護士連合会の友好協定締結

1 はじめに

2013年11月25日、ベトナム社会主義共和国の首都ハノイにおいて、日本弁護士連合会(日弁連)とベトナム弁護士連合会(VBF)との間で友好協定の締結式が行われた。2012年11月からJICA法・司法制度改革支援プロジェクト¹⁾に長期専門家として赴任している筆者は、日弁連国際交流委員会の一員として、友好協定締結の準備に関わらせていただいた。以下、友好協定締結に至る経緯及びその意義と近時のベトナム弁護士事情をご紹介したい。

2 ドイモイ(刷新)政策後の法整備支援

JICA(当時の国際協力事業団、現在の国際協力機構)は、ベトナムから、ドイモイ政策実施に伴う市場経済化に対応した法整備のための支援要請を受けて、1996年から法整備支援プロジェクトを実施している²⁾。

日弁連は、プロジェクト開始時から弁護士1名を同プロジェクトに長期専門家として推薦しており、派遣された弁護士は、筆者で8代目になる。検察官及び裁判官出身の長期専門家各1名らと共に、ベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、VBFをカウンターパートとして、主に民事系の法令起草支援及び実務改善協力等に取り組んでいる。

3 VBFに対する協力

ベトナムでは、フランス植民地下において、1930年までベトナム人は弁護士になれなかつた。その後、1945年の独立宣言後、ベトナム人による地方弁護士会の組織及び活動が進んだものの、南北分断及びこれに引き続く紛争・混乱などの影響より、全国的な統一弁護士組織であるVBFが設立されたのは2009年のことである³⁾。

法整備支援プロジェクトでは、2007年頃から、VBFの設立に向けた協力を開始し、VBF設立後には、現地におけるセミナー開催、地方弁護士会調査協力などと共に、日弁連がJICAから委託を受けて、原則毎年1回、日本においてベトナム人弁護士に対して本邦研修を実施している。東京、大阪、栃木県、静岡県、千葉県、茨城県等の弁護士会の協力も得て、日弁連及び単位弁護士会の組織・運営や、弁護士過疎対策、刑事弁護活動等、多様な研修を幅広い地域で実施している。この4年あまりで、延べ65人以上のVBF幹部及び地方弁護士会長が日本を訪問し、日本の弁護士制度について学んでいる。

4 VBFの組織強化と自治の高まり

社会主義・共産党一党独裁体制下にあるベトナムでは、VBFも一定程度の国家管理を受けざるを得ない。また、財政的基盤に乏しい地方では、単位弁護士会が法律扶助活動等を行うためには、地方政府である人民委員会からの協力は欠かせない。

その一方で、2012年の改正弁護士法では、VBFに実務修習結果の評価テスト実施権限を与えるなど⁴⁾、VBFの自治範囲を拡大してきており、弁護士自身で弁護士会を盛り上げていく機運も高まっている。このような状況下で、本邦研修では、日弁連及び単位弁護士会の活動について、毎回時間が足りなくなるほど多くの質問が寄せられ、多くの研修員が日本の弁護士会や弁護士に対して憧れと尊敬の眼差しを向けている。昨今の日本の弁護士を取り巻く厳しい状況を考えると、悲観的なことを言ってしまいがちだが、研修員のコメントから日本の弁護士の素晴らしい気付かされることも多い。

- 1) プロジェクトの正式名称。過去・他国でのプロジェクトも含めて、一般的に「法整備支援プロジェクト」と呼ばれているので、本稿でもこの通称を使う。
- 2) JICAによる法整備支援のプロジェクト立上げ前から、名古屋大学の森島昭夫名誉教授をはじめとして、多くの研究者・実務家がベトナムの法整備支援に関わってこられている。
- 3) VBFは、弁護士の強制加入団体であり、弁護士と単位弁護士会で構成される。ベトナムでは、63の全ての省及び地方直轄都市に単位弁護士会が存在する。弁護士の人数は、2014年2月現在で8,265人であり、対人口比は、弁護士1人につき10,955人である。
- 4) ベトナムでは、弁護士になるには、原則として、4年制の法科大学又は大学の法学部を卒業し、1年間司法学院で学び、1年間弁護士の下で実務修習を行い、実務修習結果の評価テストに合格しなければならない。

5 友好協定締結について

上記のような本邦研修を中心とした協力関係と交流、司法アクセス会議における相互協力等を経て、日弁連とVBFは、友好協力関係の更なる強化を目指して、日越外交関係樹立40周年の記念すべき2013年に友好協定を締結するに至った。

調印式典には、日弁連から松田幸子副会長を団長として、矢吹公敏国際交流委員会委員長らによる代表団が参加し、VBFからは、レ・トゥック・アイン会長をはじめとして多くのVBF会員が参加した。友好協定では、法曹の名誉向上、友好・相互協力関係の発展、弁護士の訪問や情報交換を通じた絆の強化に努力することが合意されている。この協定は、日弁連による一方的な支援を定めたものではなく、両当事者が対等なパートナーとして相互協力することを謳っている。VBFが日弁連に「支援してもらう」のではなく、対等なパートナーとして、日弁連と友好協定を締結できたことは、今後VBFが国内外の組織と活動を行う際、VBFに対する理解や信頼を高めることにも役立つものと思われる。

また、昨今の日系企業のベトナム進出増加に伴い、ベトナムに駐在する日本人弁護士の数も増えている。加えて、近年、愛知県、九州、静岡県、第一東京、群馬等の多くの日本の弁護士会・弁護士会連合会がベトナムの弁護士会を訪問している。このような状況の中で、友好協定は、今後の日越弁護士の交流、連携のために、互いの情報を共有・蓄積し人材のネットワークを構築するプラットフォームになることが期待される。

6 2013年ベトナム新憲法と今後VBFが果たす役割

ベトナムでは、2014年1月1日の新憲法施行に伴い、今後多くの重要法令の改正が予定されている。中でも、糾問主義・職権主義の下、多大な制限を受けていた刑事弁護活動にとって、審理における争証原則(正確な意義は明らかではないが、当事者による弁論を促進する方向に進むと思われる)の保障という規定(憲法103条5項)が置かれ、弁護人依頼権が被告人のみならず、逮捕、暫定留置、勾留を受けた者等にも憲法上明文で認められるようになったこと(同31条4項)は大きなチャンスである。刑事訴訟法の起草担当である最高人民検察院は、VBFに対して弁護権に関する章のドラフト作成を正式に依頼しており、弁護権拡充のためにVBFが果たすべき役割は大きい。

今後もJICA法整備支援プロジェクトにおけるVBFとの協力活動を継続する一方で、日弁連とVBF、また、日越の弁護士会及び弁護士相互の友好協力関係が促進されることを祈ってやまない。



2014年のVBFカレンダーには、日弁連との友好協定締結の写真が掲載されている。



IBA東京大会への招待⑨（マスター編）

第一東京弁護士会会員 手塚 裕之

拡大するIBAの中でも、私が所属する仲裁委員会は最大規模の委員会です。その幹部たちはいわゆる仲裁「マフィア」と呼ばれる世界的に著名な仲裁専門家ですが、その語感とは異なり、皆さん文化的紳士淑女で、仲裁の普及・発展と仲裁における国籍、人種、年齢、性別等のdiversityの実現に向けて日々世界各地で活動しておられます。IBA東京大会は、そのような仲裁弁護士が世界中から集まり、仲裁代理人の行動規範や仲裁における証拠ルール、投資協定仲裁など、日本でも今後注目を集めることが確実な最新のトピックについて、詳しく話を聞ける絶好の機会です。是非多数の日弁連会員がセッションや委員会ディナー等に参加されることを願っております。